



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年9月1日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	生物学的製剤等 使用時の連月の MMP-3(マトリック スメタロプロティナ ーゼ-3)の算定 は、原則認められ る。	MMP-3 は、滑膜で産生される酵素タンパクで関節破壊の病態を反映し、関節リウマチの将来の骨破壊と有意に相関し、関節炎の程度をみることで早期治療の必要性を評価することや経過観察時の疾患活動性マーカーとして有用である。 関節リウマチに対する生物学的治療においては、CRP等の炎症マーカーが低値になることもあり、MMP-3 検査は病態把握の指標の一つとなる。 よって、関節リウマチ治療が薬剤等によって病状が安定している場合には、原則、MMP-3 検査は3 か月に1回は認められる。治療開始早期や病態等が変動している場合又は生物学的製剤使用時には、連月若しくは隔月の算定であっても必要性は認められると判断する。	適用年月 令和8年12月 診療分

No.	取扱い	根拠	備考
2	麻酔薬のない創傷処理(筋肉、臓器に達しないもの)(長径 5cm 以上 10cm 未満)の算定は、原則認められない。	審査の一般的な取扱いとして、取扱い「麻酔薬の算定がない、K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの(長径 5cm 未満)の算定は、原則として認められる。」と示されている。 その根拠は「K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの(長径 5cm 未満)については、無麻酔又は薬価が 15 円以下の少量の麻酔剤を用いて行う場合がある。」との理由である。 「K000 創傷処理「5」筋肉、臓器に達しないもの(長径 5cm 以上 10cm 未満)」については、麻酔を使用し、薬価が 15 円を超える量の麻酔剤を用いるものが、通常、一般的な治療法であると考えられることから、麻酔薬の算定のない K000 創傷処理(筋肉、臓器に達しないもの)(長径 5cm 以上 10cm 未満)の算定は、原則認められないと考える。	適用年月 令和8年12月 診療分

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

外科審査室 脳外科・外科審査課(TEL:06-7222-1117)